

平成16年9月17日(金曜日)第3回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成16年9月17日(金)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 2 認第 2号 平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 3 議第46号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 4 議第47号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 5 議第48号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 6 議第49号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 7 議第50号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ” 8 議第51号 町及び字の区域及び名称の変更について
- ” 9 議第52号 町の区域及び名称の変更について
- ” 10 議第53号 字の区域及び名称の変更について
- ” 11 請願第10号 中山間地域等直接支払制度の継続等に関する請願
- ” 12 陳情第 2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情
- ” 13 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - (5) 決算特別委員長報告
- ” 14 質疑、討論、採決
- ” 15 議会案第7号 中山間地域等直接支払制度の継続等に関する意見書の提出について
- ” 16 議会案第8号 北方領土問題の解決促進を求める意見書の提出について
- ” 17 議会案第9号 地方分権推進のための「国庫補助金負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について
- ” 18 議案説明
- ” 19 委員会付託
- ” 20 質疑、討論、採決
- ” 21 市町村合併問題検討特別委員会の報告について
- ” 22 質疑、討論、採決
- ” 23 議員派遣の件
- 閉 会

平成16年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　　　　開　　　　　午前9時55分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、8月27日及び9月16日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、認第1号から日程第12、陳情第2号までの12案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第13、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第49号、議第51号、議第52号及び議第53号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第49号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので議第51号町及び字の区域及び名称の変更についてと、議第52号町の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「変更する中に船橋町とあるが、船橋町というと線路の反対側と思うが、合理的理由があるのか」との問いがあり、当局から「船橋と隣接する場所で、今回の駅前土地区画整理事業区域内に入っている船橋町の一部を変更するものであります」との答弁がなされました。

議第51号及び議第52号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「字名変更についてのアンケートの結果と、何%以上を基準としているのか」との問いがあり、当局から「一つの基準として、70%以上になった場合としており、今回のアンケートの結果は72%でした」との答弁がなされました。

委員より「アンケートでどのような方が反対したのか」との問いがあり、当局から「実際、強く反対する方はいませんでした。面倒だ、お金がかかるのではないかという方に対し説明を行い、一般家庭では市役所の証明でほとんどお金がかからない仕組みを理解してもらっております」との答弁がなされました。

議第53号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第47号、議第48号の2案件であります。

以下、審査の内容を申し上げます。

初めに、議第47号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第47号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号平成16年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金積立金の残高はどのくらいになっているのか」との問いがあり、当局より「16年3月末現在で1億1,082万1,000円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第48号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第50号、請願第10号、陳情第2号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第50号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第10号中山間地域等直接支払制度の継続等に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「採択すべき内容と思うが、文言に不適切な部分があり、意見書として提出するには継続して協議する必要があるのではないか」との意見がありました。委員より「文章の中で『不十分ながら』というような使い方で陳情するというのはおかしいのではないか」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、委員より継続審査の要求がありましたので、継続審査について諮ったところ、陳情第2号は多数をもって継続審査にすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月1日午前10時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

初めに、寒河江市議会予算特別委員会副委員長の互選についてを議題とし、直ちに互選に入りました。

互選の方法は、指名推選によることに決し、私から副委員長に鴨田俊・委員を指名し、異議もなく、全会一致で副委員長に鴨田俊・委員が当選されました。

次に、本特別委員会に付託になりました案件は、議第46号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第46号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

1. 市議会議員の補欠選挙の公営化について、1. 選挙管理委員会での選挙公営拡大の議論についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月17日午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第46号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第46号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月13日午前9時30分から本議場において委員18名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、及び認第2号平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての2案件であります。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第1号平成15年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1. 常勤医師不足に対する対策と常勤医師1人当たりの入院患者の基準について、1. 医師希望者に対する奨学金制度の創設について、1. 地域医療の確立と人工透析の実施について、1. 派遣医師の退職金について、1. 派遣医師の病院かけ持ちについて、1. 医療廃棄物の処分の現状と情報公開について、1. コピー機に残る個人情報の消去について、1. 医師確保に係る懇談会開催の食糧費支出について、1. 病院整備計画の今後の見通しと土地取得の状況についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、認第1号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第2号平成15年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1. 第4次拡張事業の当初計画の数値との相違について、1. 村山広域水道水と大雨などによる濁りの対策について、1. 配水池の建設をめぐる談合情報と情報公開のあり方について、1. 飛び地に対する給水と決算資料の作成についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して、採決の結果、認第2号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第14、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議第49号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議第50号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

請願第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第10号は採択することに決しました。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。18番内藤 明議員。

内藤 明議員 委員長報告を受けまして、若干質問をさせていただきたいというふうに思いますが、文言について適切でないとか、あるいは不十分であるというようなことを書いていながら陳情するのはおかしいということの御報告もありました。

それを全会で諮った結果、継続審査にするというようなことだったわけですが、この陳情の内容を見てみますと、国の予算を伴う内容でありまして、今、国の方で予算の編成にとりかかっているというふうに思うわけです。そういうことからすれば、今議会で採択をしてこの陳情の願意をもって意見書として提出をする、こういうことが適切な措置ではないのかなというふうに私は思ったわけですが、継続ということになりますと、12月議会にならざるを得ない。この間、閉会中の審査などをやるということで、その辺の確認がなされているのか。

そして、例えば12月議会の当初にかけて議会に付すというような考え方などあるのかどうか、ぜひその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 建設経済委員長。

柏倉信一建設経済委員長 それは確認はしておりません。それは今後検討するというにとらえております。

佐竹敬一議長 18番内藤議員。

内藤 明議員 時期的に遅くなりますと、先ほども申しあげましたが、予算を伴うものでありますから、ぜひ早い段階で再度審査をなさっていただいて早急に結論を見出していただき、12月議会の当初で上げられることを要望しておきたいと思えます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については建設経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議 会 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第15、議案第7号から日程第17、議案第9号までの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第18、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第9号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第19、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第9号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第20、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

議会議案第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

議会議案第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第9号は原案のとおり可決されました。

市町村合併問題検討特別委員会の報告について

佐竹敬一議長 日程第21、市町村合併問題検討特別委員会の報告であります。

12番高橋市町村合併問題検討特別委員会委員

長の報告を求めます。

〔高橋勝文市町村合併問題検討特別委員長登壇〕

高橋勝文市町村合併問題検討特別委員長 市町村合併問題検討特別委員会における、これまでの経過と調査結果につきまして、御報告申し上げます。

本特別委員会は、市町村合併に関する調査研究及び検討を行うことを目的として、平成15年9月定例会において委員7名をもって設置されました。

同年7月1日の寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会の設立を受けて、協議会の推移を見ながら1市2町の枠組みでの合併について調査検討してまいりました。

12月22日開催の本特別委員会においては、任意合併協議会でのこれまでの流れの確認、及び本特別委員会の今後の方向性について話し合いました。

新設合併、合併特例法の期限内での合併、合併までの諸手続及びスケジュール、法定合併協議会への移行時期などについて確認しました。

さらに、新市建設計画（案）の本市分の主要事業について、事務局からの資料をもとに検討いたしました。

また、この日の委員会では、12月18日に朝日町議会合併自立調査会で出された自立のまちづくりを進めるべきとの中間報告もあり、もう少し両町の動向を見てから動くべきであるとの意見が大勢を占め、12月24日に予定されている最終の任意合併協議会の結果及び両町の状況を見てから本特別委員会を開催することで一致しました。

年明けの2月6日開催の本特別委員会では、1月21日開催の市議会議員懇談会において任意合併協議会の委員である議長からこれまでの経過報告を受け、さまざま意見交換されたことについて確認し、今後の本特別委員会の方向性について話し合いました。

西川・朝日の両町では、1月の末から住民座談会を実施しており、3月中旬をめぐりに住民アンケートを行っていくということで、その結果を見てからでないと何とも言えないという意見と、こういう状況だから議会で主体的に動くべきという意見が出されました。

両町の座談会資料をもとに活発な議論を行い、まずは議員同士で話し合うべきということで西川・朝日の両町議員と本特別委員会委員とで懇談会を実施していくということで合意しました。

さらに、両町との懇談会までに各委員が合併に係る財政、交付税などの問題についてそれぞれ整理しておくことを確認しました。

2月20日に本特別委員会委員と正副議長で西川町議会へ出向き、西川町の渡邊特別委員長を座長に、市町村合併に対する議会の対応について活発な意見交換を行いました。

寒河江市の委員からは、西郡1市4町が理想だが、県が示している合併パターン の寒河江市と西川町1市1町の枠組みでも合併を考えるべき、アンケート調査や座談会の実施はしていないが合併すべきとの意識が強い、寒河江市にも悩みはあるが財政が厳しくなる中で経費節減にも限界がある、市民の幸せのためにも優遇措置がある期間内に合併すべきである、合併は相思相愛でないといけない、納得した段階ですべきなどの意見が出されました。

西川町の委員からは、寒河江市と西川町の間には温度差がある、合併後、議席数の関係で西川町の意見が通らなくなる心配がある、合併後の西川町の将来に不安がある、何ゆえ合併を急ぐのかななどの意見が出され、合

併をどのように進めていくかといった議論にまでは至りませんでした。

朝日町議会との懇談会については、日程が折り合わず、後日調整ということになりました。

その後、両町の動向を見守っておりましたが、3月末に両町のアンケート結果が公表されました。結果は、西川町においては合併に賛成27.8%、反対が70.4%、朝日町においても合併に賛成28.1%、反対が55.8%と、両町とも住民の意向は合併反対が賛成を大きく上回りました。

これを受け、4月19日に本特別委員会を開催し、当局から今回の両町のアンケート結果及び現在の状況について説明を求めました。

当局から、両町とも現段階でははっきりとした意向は示しておらず、アンケート調査結果を踏まえ、現在法定合併協議会へ移行するかどうかを議会と協議中であり、なるべく早く結論を出すということで、その結論を待って協議会を開催するということになりまるとの説明がありました。

委員からは、今後の進め方、新たな枠組みでの検討などについていろいろ意見が出されましたが、最終的に両町の結果待ちということになりました。

その後、西川・朝日の2町から平成17年3月を目指した合併は断念せざるを得ない旨の文書が届き、5月29日、任意合併協議会が開催されました。その席上、法定合併協議会への移行断念を決定、同日、任意合併協議会の解散が決まりました。

この特別委員会も、これまでは準備・調査期間で、法定合併協議会へ移行してから寒河江市・西川町・朝日町の速やかな一体化を促進し、活力ある地域づくりと住民福祉の向上を図るために、そして魅力あふれる新市を築いていくために、住民とともに調査検討しながら活動していくのが大きな役割とさせていただきに残念ではありません。

今後、広域的な生活圏の中で地域の発展と充実した行政サービスを提供するために、市町合併は検討していかなければならない課題であると認識しております。

これらの経過を踏まえ、9月13日開催しました本特別委員会では、合併の相手方もなくなったことだし、本特別委員会も解散するしかないのではないかとの意見が出され、全会一致で解散すべきものと決しました。

以上で、市町村合併問題検討特別委員会の報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第22、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおりとすることに決しました。

議 員 派 遣 の 件

佐竹敬一議長 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

閉 会 午前10時40分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成16年第3回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 柏 倉 信 一

同 上 伊 藤 忠 男